



DEPARTMENT OF THE NAVY
COMMANDER US NAVAL FORCES JAPAN
COMMANDER NAVY REGION JAPAN
PSC 473 BOX 12
FPO AP 96349-0001

5000
Ser N00/1405
2021年8月3日

メモランダム

発信者：在日米海軍司令部

受信者：配布閲覧用

件名： 在日米海軍におけるマスク着用に関する措置（アップデートⅢ）

参考資料： (a) COMNAVFOR Japan Memo 5000 Ser/N00/0516(2021年6月16日付)
(b) Deputy Secretary of Defense Memo (2021年7月21日)
(c) COMUSFJ Force Public Health order 21-002 FRAGO 004 (2021年6月14日付)

1. 参考資料(a)にある在日米海軍におけるマスク着用に関する暫定措置は取り消され、このメモランダムの内容が優先される。参考資料 (a) の配布は停止すること。
2. 参考資料(b)に従い、相当程度もしくは高い市中感染率の地域では、国防総省(DoD)は、予防接種の有無にかかわらず、すべての軍人、連邦職員、現場請負従業員、訪問者に対し、国防総省が所有、賃借、その他の方法で管理する施設およびその他の施設において、屋内でのマスクの着用をしなければならない。市中感染率が相当程度もしくは高い地域は米海軍施設が設置されている都道府県や地方自治体における COVID-19 の市中感染率の測定結果に基づいて決定される。設置場所でのマスク着用義務とそれに関連する市中感染率は、在日米海軍司令部 (CNFJ) によって毎週発表される。
3. 市中感染率が相当程度もしくは高くない地域においては、参考資料 (b) に基づき、完全免疫を獲得した（最後のワクチン接種から2週間経過した）人員は国防総省（以下 DoD）施設においてマスクの着用が必須要件ではなくなった。しかしながら、免疫を獲得している場合においてもマスク着用が必要とされるエリアについては疾病対策予防センター（CDC）のガイダンスを遵守すること。また、在日米海軍すべての施設においては、下記の項目を遵守しなければならない。
 - a. 全ての人員はワクチン接種の有無にかかわらず、軍施設外では参考資料 (c) に従いマスクの着用を継続する。
 - b. 全ての人員はワクチン接種の有無にかかわらず、MLC、IHA、MC、自衛隊を含むホスト国の人員と交流している間は参考資料 (c) に従いマスクを着用する。
 - c. 全ての人員はワクチン接種の有無にかかわらず、軍治療施設内および国防総省教育活動施設内においては、引き続きマスク着用を継続する。
 - d. 完全免疫を獲得していない全ての人員は参考資料 (b) と (c) に従い、軍施設内・外ともにマスクを着用する。

件名：在日米海軍におけるマスク着用に関する措置（アップデートⅢ）

- e. 完全免疫を獲得した全ての人員は、ホスト国の人員と接触がない場合に限り、市中感染率が相当程度もしくは高い地域を含め在日米海軍施設の屋外でマスクを着用する必要はない。各基地司令官は DoD/ホスト国の関係者の健康と安全のために、屋外における特定の場所や屋外での特定のイベントの際にはマスク着用の追加要件を課することができる。
 - f. 市中感染率が相当程度もしくは高い地域以外の屋内でホスト国の人員と接触がない場合、各基地司令官、テナント部隊指揮官およびテナント施設監督者は（ワクチン接種率、近接作業の必要性、組織外からの訪問者数、従業員の士気の問題などを考慮したリスク評価に基づいて）自分の管轄下にあるエリアでのマスク着用の緩和方針を決定することができる。マスク着用が緩和されるエリアでは、承認権限者の名前を含めて緩和方針を明確に表示する必要がある。既定では、特別に表示がない全ての屋内をマスク着用義務エリアとする。
 - g. 全ての人員は参考資料（b）、（c）、並びに当メモランダムを遵守するために、必要に応じてマスクの着用ができるように常にマスクを携行または所持していること。
 - h. 海軍施設以外の DoD 施設で勤務している在日米海軍司令部の人員は勤務施設におけるマスクの着用方針に従うこと。
4. 各基地施設司令官は所属しているすべての人員が、施設の内外を問わず、各基地司令官が直接管理していない場所を含め、適切にマスクを着用していることを確実にする責任がある。
5. このガイダンスは延長、廃止、取り消されない限り、今後通知があるまで有効なものとする。我々の海軍施設に所属、居住する人員の健康、安全、福祉を守り、在日米海軍及び米海軍日本管区の軍の任務を達成するために、このガイダンスにある措置は合理的に必要であり適切であると判断された。軍人による違反は統一軍事法典第 92 条に基づき罰せられることがある。米国民間人による違反は、管理処分（赴任期間短縮、基地への立入禁止）もしくは懲戒処分になることもある。扶養家族による違反は、部隊のスポンサーシップの失効や扶養家族の早期帰国処分を含む管理処分になることもある。

C. A. ラティ

配布先：

CFAY, CFAO, CFAS, NAFA, NAFM, すべてのテナント部隊